鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県水産業協同組合法施行細則(平成20年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
	申請等を行	申請等の区分	提出書類		Ħ	≡請等を行	申請等の区分	提出書類	
	う者				-	ò者			
	略				略				
	7 漁業協	法第43条第1	ア 一時理事 <u>(監</u>		7	7 漁業協	法第43条第1	ア 一時理事選任	
	同組合、	項(法第86条	<u>事)</u> 選任(総会			同組合、	項(法第86条	(総会招集)請	
	漁業生産	第2項、第92	招集)請求書			漁業生産	第2項、第92	求書	
	組合及び	条第3項及び	イ~エ 略			組合及び	条第3項及び	イ~エ 略	
	水産加工	第96条第 3 項				水産加工	第96条第3項		
	業協同組	において準用				業協同組	において準用		
	合の組合	する場合を含				合の組合	する場合を含		
	員その他	む。)の規定				員その他	む。)の規定		
	の利害関	による一時				の利害関	による一時		
	係人並び	<u>役員</u> の職務を				係人並び	<u>理事</u> の職務を		
	に漁業協	行うべき者の				に漁業協	行うべき者の		
	同組合連	選任等の請求				同組合連	選任等の請求		
	合会の会					合会の会			
	員その他					員その他			
	の利害関					の利害関			
	係人					係人			
	略					略			

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。